

令和4年11月定例農業委員会

議 事 録

小城市農業委員会

小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年11月7日(月) 午後1時30分から午後2時12分
2. 開催場所 庁舎2-6会議室
3. 出席委員

1番 野方俊彦	3番 下村啓子
4番 古賀義博	5番 西村新二
6番 松尾正人	7番 池田政孝
8番 深河文雄	9番 高塚和行
10番 三根祐喜	12番 江里口勇
13番 中村津多子	14番 江里口泰信
4. 欠席委員

2番 本村教昭	11番 野口浩美
---------	----------
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 第1号議案 農地法第3条による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第5条による許可申請について
 - 第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
 - 第4号議案 農用地売渡等の希望申出について
 - 第5号議案 非農地判断について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岸川 齊	副局長兼庶務係長 真子 祐輝
-----------	----------------

7. 会議の概要

事務局	委員の皆様、お疲れさまです。それでは、ただいまから令和4年11月の定例農業委員会をお願いしたいと思います。
会長	初めに、江里口会長より挨拶をお願いいたします。 皆さん、今日はお忙しい中にお集まりいただきましてありがとうございます。 稲刈りのほうも好天に恵まれまして、最終の飼料米の刈り取りが大分さばけておるようでございますけれども、農業は毎年同じサイクルでやっておりますが、地球温暖化とか自然災害とかで、収入のほうは毎年毎年違った意味で変化があるというようなことでございます。 皆さん方も健康に注意されて自分のところの農業に勤しんでいただいて、また、農業委員の皆様方には、目配り、気配りしながら荒廃地等の対応に勤しんでもらいたいと思っておるところでございます。
事務局	今日は1号議案から5号議案までございますので、皆様方の御協力をいただいてスムーズにこの会が進行しますように、お力添えをよろしくお願い申し上げます。 ありがとうございました。
議長	本日は、2番本村委員、11番野口委員から欠席の連絡がありました。 出席委員は12名で、在任委員の過半数以上の出席がございますので、小城市農業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを御報告いたします。 それでは、小城市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長をお願いいたします。 それでは、ただいまから令和4年11月の農業委員会を開会いたします。 早速ですが、議事に入ります。 まず、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私のほうから御指名をさせていただきます。 4番古賀委員、5番西村委員にお願いします。 次に、第1号議案 農地法第3条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。 議案書は1ページを御覧ください。 本日の農地法第3条の許可申請の審議件数は3件でございます。 申請番号1について説明をいたします。 資料は1ページからとなります。 (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号1について事務局より説明) この案件の場所は三日月中学校北の三日月町佐織地区にある農地で、申請理由は贈与です。 以上でございます。
事務局	ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。 申請番号2について説明をいたします。
事務局	

議 長	<p>資料は5ページからとなります。</p> <p>(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号2について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所は佐賀県農業協同組合南部カントリーエレベーター西の芦刈町弁財地区にある農地で、申請理由は贈与です。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号3について説明をいたします。</p> <p>資料は9ページからとなります。</p> <p>(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号3について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所は小城町三里地区にある農地で、申請理由は贈与です。</p> <p>なお、筆数は、田が14筆、畑50筆、計64筆となります。筆ごとの位置図については別つづりで添付をしております。</p>
議 長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、第2号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題とします。</p> <p>申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>議案書は2ページを御覧ください。</p> <p>本日の農地法第5条の許可申請の審議件数は7件でございます。</p> <p>申請番号1について説明をいたします。</p> <p>資料は62ページからとなります。</p>
議 長	<p>(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所は芦刈町新村公民館北の芦刈町新村地区を通る旧国道444号線南にある農地で、転用目的は農業用倉庫及び駐車場でございます。</p> <p>被害防除対策ですが、雨水は集水後に申請地北の申請者宅内を経由して北側道路側溝へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水の排水はありません。</p> <p>農地区分と許可基準ですが、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地ですが、農業用施設であり、許可し得るものと判断しております。</p>
5 番	<p>以上でございます。</p> <p>この案件については5番西村委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。</p> <p>ただいまの農地法第5条申請事前調査事項を報告いたします。</p> <p>貸付人、借受人、申請農地、転用目的は事務局の説明のとおりでございます。</p>

調査事項といたしまして、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。

ロ、計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。

ハ、実現確実性の判定について、地元で事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、土留め工事を施工される。雨水は集水後に申請者宅内を経由して北側道路側溝へ排水。し尿及び生活雑排水の排水はありません。

ホ、その他の事項について、令和4年10月14日に説明を受け確認をいたしております。

令和4年11月7日、農業委員、西村でございます。

以上です。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。

申請番号2について説明をいたします。

資料は68ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号2について事務局より説明)

この案件の場所は牛津町練ケ里交差点北の牛津町生立ケ里地区を通る国道34号北にある農地で、転用目的は店舗でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に東側道路側溝を経由して水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に東側道路側溝を経由して水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地ですが、一般国道または県道の沿道で、流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設であり、許可し得るものと判断しております。

なお、店舗内では農産物の販売だけではなく飲食を提供するように計画をされております。

以上でございます。

この案件については1番野方委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

農地法第5条申請事前調査事項について報告いたします。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局の説明のとおりでございます。

調査事項について、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。

ロ、計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。

ハ、実現確実性の判定について、地元で事業計画を説明されており、申請目的ど

議 長

事務局

議 長

1 番

おりに転用されることは確実である。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、土留め工事を施工される。雨水は集水後に側溝を経由し東側水路へ排水。し尿及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に東側水路へ排水される。

ホ、その他特記事項について、令和4年7月20日に説明を受けて確認しています。

令和4年11月7日、小城市農業委員会農業委員、野方俊彦。

よろしくお願いします。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いします。

申請番号3について説明をいたします。

資料は74ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号3について事務局より説明)

この案件の場所は小城市保育園南の小城市畑田地区を通る市道黒原西小路線南にある農地で、転用目的は建売分譲住宅14棟でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に東側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に東側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は、鉄道の駅、船舶の発着場、県庁、市役所、町役場（これらの支所を含む）等からおおむね500メートル以内にある農地が第2種農地となりますが、市役所小城出張所を中心とした宅地の割合が40%を超えているため、先ほど説明いたしましたおおむね500メートル以内は1キロまで延長することが可能となります。

申請地は、小城出張所から約800メートルのところに位置しておりますので第2種農地となり、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

この案件については4番古賀委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

農地法第5条申請事前調査事項。

ナンバー1からナンバー4までは事務局から発表されましたが、調査事項について御報告いたします。

イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。

ロ、計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。

ハ、実現確実性の判定について、地元で事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、土留め工事を施工される。雨水は集

議 長

事務局

議 長

4 番

水後に側溝を經由し東側水路へ排水し、し尿及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に東側水路へ排水される。

ホ、その他の特記事項について、令和4年10月6日に説明を受け確認していません。

令和4年11月7日、小城市農業委員会農業委員、古賀。

よろしく申し上げます。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり許可相当として県常設審議委員会及び県知事に意見を送付します。

次に、申請番号4の説明を事務局よりお願いします。

申請番号4について説明をいたします。

資料は85ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号4について事務局より説明)

この案件の場所はJR小城駅南の三日月町甘木地区にある農地で、転用目的は共同住宅2棟でございます。

被害防除対策ですが、雨水は北側道路側溝へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は下水道へ接続されるため、周辺農地への影響はないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は、鉄道の駅、船舶の発着場からおおむね300メートル以内にある第3種農地であり、許可し得るものと判断しております。

なお、申請地はJR小城駅から約90メートルのところに位置しております。

以上でございます。

この案件については13番中村委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

5条申請事前調査事項の説明をいたします。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局の説明どおりです。

調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断します。

ロ、計画面積の検討について、利用計画図等により適当であると判断します。

ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実であると思います。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、し尿及び生活雑排水は下水道へ接続され、また、雨水排水は溜枡を經由して北側道路側溝へ放流され、周辺農地への影響はないと思います。

ホ、その他の特記事項については、これは住宅で、真ん中に挟まれた田んぼがありますけど、北側ということで日照の関係も特に問題はないと思います。

以上です。

4年11月7日、農業委員、中村です。

御審議のほどよろしく申し上げます。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

議長

事務局

議長

13番

議長

事務局	<p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号4について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、申請番号5について事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号5について説明をいたします。</p> <p>資料は92ページからとなります。</p> <p>(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号5について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所は主要地方道佐賀外環状線南の三日月町大地町地区を通る市道岡本大地町線南にある農地で、転用目的は共同住宅3棟でございます。</p> <p>被害防除対策ですが、雨水は集水後に西側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は下水道へ接続されるため、周辺農地への影響はないと考えております。</p> <p>農地区分と許可基準ですが、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地ですが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、許可し得るものと判断しております。</p>
議 長	<p>以上でございます。</p> <p>この案件については9番高塚委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。</p>
9 番	<p>農地法第5条申請事前調査事項。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局からの説明のとおりです。</p> <p>5、調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると思います。</p> <p>ロ、計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。</p> <p>ハ、実現確実性の判定について、地元に事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。</p> <p>ニ、被害防除施設・用排水の検討について、土留め工事を施工される。雨水は集水後に側溝を経由し西側水路へ排水。し尿及び生活雑排水は下水道へ排水される。</p> <p>ホ、その他特記事項について、令和4年10月14日に説明を受け確認しています。</p>
議 長	<p>令和4年11月7日、農業委員、高塚です。</p> <p>審議のほどよろしくをお願いします。</p> <p>ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。</p>
事務局	<p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号5について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号5は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p> <p>次に、申請番号6について事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号6について説明をいたします。</p>

資料は99ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号6について事務局より説明)

この案件の場所は小城中学校西の小城町平原地区を通る主要地方道外環状線南にある農地で、転用目的は建売分譲住宅6棟でございます。

被害防除対策ですが、雨水は道路側溝を経由して南側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に南側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は、鉄道の駅、船舶の発着場、県庁、市役所、町役場（これらの支所を含む）等からおおむね500メートル以内にある農地が第2種農地となりますが、市役所小城出張所を中心とした宅地の割合が40%を超えているため、先ほど説明いたしましたおおむね500メートル以内は1キロまで延長することが可能となります。申請地は小城出張所から約630メートルのところに位置しておりますので第2種農地となり、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

この案件については私のほうが事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局のほうから御説明のあったとおりでございます。

調査事項としまして、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断できる。

ロ、計画面積の検討について、利用計画図などにより適当であると判断できる。

ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実である。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、し尿及び生活雑排水は合併浄化槽で処理し、周辺農地への影響は少なく適当であると判断できる。

ホ、その他特記事項について、10月26日事前調査で確認をいたしております。

小城市農業委員会農業委員、江里口泰信。

以上です。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号6について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号6は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号7について事務局より議案の説明をお願いします。

申請番号7について説明をいたします。

資料は105ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号7について事務局より説明)

この案件の場所は主要地方道佐賀外環状線北の三日月町西分地区を通る市道岡本西分線西にある農地で、転用目的は一般住宅でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に東側道路側溝へ排水されるため、周辺農地

議長

事務局

への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に東側道路側溝へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地であり、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議 長

この案件については9番高塚委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

9 番

5条申請事前調査事項。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局からの説明のとおりです。

5、調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。

ロ、計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。

ハ、実現確実性の判定について、地元で事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、土留め工事を施工される。雨水は集水後に東側道路側溝へ排水。し尿及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に東側道路側溝へ排水される。

ホ、その他特記事項について、10月17日に説明を受け確認しています。

令和4年11月7日、農業委員、高塚です。

よろしく申し上げます。

議 長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号7について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号7は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権設定についてを議題とします。

申請番号1から申請番号40まで一括して事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

議案書は4ページから11ページまでを御覧ください。

農用地利用集積計画の利用権設定について説明をいたします。

本日の利用権設定の審議件数は、新規の利用権設定が23筆、利用権の再設定が65筆、合計で88筆、総面積は20万4,679.16平米でございます。

今回の全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件、すなわち、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること、また、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの要件を満たしていると判断しております。

以上でございます。

議 長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

事務局	<p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。利用権設定について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1から申請番号40までについては原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、第4号議案 農用地売渡等の希望申出についての売渡希望についてを議題とします。</p> <p>申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>議案書は12ページを御覧ください。</p> <p>農用地売渡等の希望申出の売渡希望について説明をいたします。</p> <p>本日の売渡希望の審議件数は2件でございます。</p> <p>資料は110ページからとなります。</p> <p>申請番号1について説明をいたします。</p> <p>申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号2について説明をいたします。</p> <p>申請番号2、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、第5号議案 非農地判断についてを議題とします。</p> <p>事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>議案書は13ページを御覧ください。</p> <p>非農地判断について説明をいたします。</p> <p>資料は別つづりで配付をしておりますので、御覧ください。</p> <p>非農地判断は、農地法第2条第1項に規定する農地、すなわち耕作の目的に供されているか否かの判断基準に基づくもので、非農地と判断した場合には所有者に対して非農地通知を送付します。また、法務局や市税務課等の関係機関に非農地一覧を送付するものでございます。</p> <p>今回審議していただく農地は、畑1筆、1,901平米でございます。</p> <p>申請地は、令和4年10月農業委員会にて非農地判断の御審議をさせていただいた</p>

議 長	<p>農地の近隣にあり、9月の現地調査時に付近では作付されていないことを確認しておりました。そのため、10月26日の農地転用許可申請事前調査時に現地写真を机上で確認し、農地には該当しないと非農地判断をしたものでございます。</p> <p>農地の所在や地目、面積等は資料を御覧ください。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。第5号議案について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、第5号議案は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>ほかに皆さん方の中から何かございませんか。</p> <p>(なし)</p>
事務局	<p>ないようですので、次回日程等の連絡について事務局よりお願いします。</p> <p>次回の日程等ですが、今月の農地転用現地調査日を11月25日金曜日、午後1時30分から、ここ西館2階の2-6会議室にお集まりをしていただきたいと思います。</p> <p>12月の定例農業委員会の日時、場所ですが、12月5日月曜日、午後1時30分から西館大会議室となります。</p>
議 長	<p>以上でございます。</p> <p>それでは、以上をもちまして11月の農業委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございました。</p>

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員